

令和8年度第1回広島県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和8年7月29日（水）15時00分から16時10分まで

2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県庁 北館2階 第2会議室

3 出席委員 福岡会長 江口委員 太田委員 越智委員 加藤委員
清川委員 住田委員 原田委員 （委員8名出席）

4 議 題

認可事項

- ア 如水館高等学校の学科の廃止及び収容定員に係る学則変更について
- イ 並木学院高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について
- ウ 東林館高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について
- エ 雨ニモマケズ高等学校の設置について
- オ 阿賀中央幼稚園の廃止について
- カ ひかり服装専門学校の新設及び学校の廃止について
- キ MSH 医療専門学校の学科新設に係る目的の変更について
- ク ひろしま美術研究所の廃止について
- ケ TinkerBell Dog Stylist School の設置について

5 担当部署 広島県環境県民局学事課
TEL 082（513）4496（ダイヤルイン）

6 会議の内容

（1）開会

委員総数10名中8名が出席しており、定足数を満たしていることを確認した。

（2）認可事項

ア 如水館高等学校の学科の廃止及び収容定員に係る学則変更について

（ア）申請内容

都市デザイン科の廃止及び普通科の収容定員の増員

（イ）質疑内容・意見

特になし

（ウ）結論

適当と認める。

イ 並木学院高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について

（ア）申請内容

通信教育連携協力施設の追加及び生徒納付金の増額

(イ) 質疑内容・意見

(委員) 確認であるが、施設設備費が新たに導入されるという理解でよいのか。

(事務局) そのとおり。別表４の新旧対照表に記載のとおり、令和９年度以降の入学生から施設設備費を徴収し、令和８年度以前の入学生からは徴収しないこととしている。

(ウ) 結論

適当と認める。

ウ 東林館高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について

(ア) 申請内容

生徒納付金の増額

(イ) 質疑内容・意見

(委員) 通信教育連携協力施設の学習等支援施設とは、どのように使う施設なのか。

(事務局) 通信教育連携協力施設には、面接指導を行うことができる施設と、学習についての相談対応を行うことができる施設があり、後者が学習等支援施設と分類される施設である。いわゆるサテライト施設と呼ばれる施設はこれらの総称である。

(委員) 管理されている自習室のようなものという理解でよいのか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 一つ前の議題は、新たに施設を追加するので施設を借りるお金がかかったり、補修するお金がかかったりするという理由で生徒納付金を増額するという改正であったが、今回は物価高騰を受けての増額であり、特別な理由はないのか。

(事務局) 人件費も含めて物価が高騰しており、授業料の収入だけでは経営上厳しくなったためであると理解している。

(ウ) 結論

適当と認める。

エ 雨ニモマケズ高等学校の設置について

(ア) 申請内容

通信制高等学校の設置

(イ) 質疑内容・意見

(委員) 施設はシンギュラリティ高等学校と兼用するのか。

(事務局) 本校のみシンギュラリティ高等学校と施設を兼用する。

(委員) 通信教育連携協力施設の基町クレドに１，２００人も収容するのか。

(事務局) 別紙５の一覧の施設は、いわゆるサテライト施設であり、実際に１，２００人の生徒が来ることは想定していないが、定員として設定している。

(委員) １，２００人の生徒のスクーリングを行う際は、基本的にはシンギュラリ

- ティ高等学校と兼用している本校で行うのか。
- (事務局) スクーリングの際はシンギュラリティ高等学校と施設を兼用している本校及び資料 20 ページ別紙 5 のサテライト施設も使用することになる。
- (委員) 東京等で面接指導を行う生徒もスクーリングで広島の本校に来ることはあるのか。
- (事務局) 本校ではなく、広島、大阪、東京キャンパスでスクーリングを行うことはある。その際は、先般の審議会で認められた 1 人あたりの教室面積を下回らないように人数等を調整して登校させる。ただし、幸和学園の説明によると、広島が本校であることに意味があるため、各キャンパスにてスクーリングを行う生徒については、一度は広島に来てもらい、広島キャンパスもしくは本校にて面接指導等を行うこととしているとのことである。
- (委員) 先ほど審議した並木学院高等学校、東林館高等学校は週 2 日制と週 5 日制で授業料を分けて設定したり、コースごとに授業料を設定しているが、雨ニモマケズ高等学校は週 2 日制と週 5 日制で授業料を設定する等のことはしていないのか。
- (事務局) 雨ニモマケズ高等学校はスクーリングにおいて週何日制といった区分を設けていない。
- (委員) 一般的に学校の定員というと、教室で椅子に座り授業を受ける人数を想像するが、サテライト施設の定員についての解釈はそれとはまったく別のものか。
- (事務局) そのとおり。
- (委員) 学校としての総定員は 3,780 人であり、サテライト施設の定員は、各キャンパスの定員を足すと 3,690 人になる。ということは残りの 90 人が本校の定員になるという解釈で合っているか。
- (事務局) 合っている。生徒は通いやすいサテライト施設に登校するということになっている。
- (委員) 授業料について、先ほど審議した並木学院高等学校、東林館高等学校と比較して非常に高く設定していることについて、何か特別な理由はあるのか。他の私立通信制学校は年間 10～20 万円程度なのに、雨ニモマケズ高等学校の年間 60 万円は高すぎるのではないか。
- (事務局) 私立学校は各学校において特色があり、また、それぞれ個別の事情があるものである。そのため、授業料等についても学校によりどうしても差が生じてしまう。年間 60 万円ということは、月額に直すと 5 万円であり、その程度の授業料であれば他の私立学校でも徴収している例はあるため、雨ニモマケズ高等学校のみ例外的に授業料が高いとは言えない。
- (委員) 教職員はシンギュラリティ高等学校と兼任ではないのか。
- (事務局) 専任である。
- (委員) 教職員の配属先は兼用施設の校舎になるのか。

- (事務局) 教職員の配属については、シンギュラリティ高等学校と兼用している本校に配属されることもあれば、広島、大阪、東京のサテライト施設に配属されることもある。
- (委員) 実際には、収容定員の何割程度が入学する見込みなのか。
- (事務局) 入学初年度の見込み生徒数は 805 人となっている。2 年目、3 年目の計画も提出してもらっているが、いずれも収容定員に対する稼働率は 100%には達していない。また、学校は需要を鑑みて収容定員を設定しているが、最終的にどのくらいの人数が入学するのは正確には分からない。
- (委員) 需要が高まり、入学希望者が増えてきた場合、他の高等学校の経営を圧迫するといったことは危惧されていないのか。
- (事務局) 学校側とそこまでの議論はしていない。
- (委員) 前回の審議会の計画審議でも似た質問があったが、広域通信制課程を設置する高等学校が増えてきているのは世間の流れであり、狭域通信制課程を設置する高等学校からするとかなりの脅威になってきているということが、全国私立学校審議会連合会総会の議論の大半を占めている。しかし、こうした状況で、法律や条例をもって広域通信制課程に対して規制をすることは難しく、各自治体の基準に適合していれば認可せざるを得ないというのが全国の実情であり、そもそも規制することが将来の日本の教育のために良いことなのかは判断できないところである。
- (委員) 本校をシンギュラリティ高等学校と兼用しているが、生徒の需要が高まり、シンギュラリティ高等学校の定員を増やすことができないため、今回新設するということなのか。それとも、学校の方向性が異なるのか。
- (事務局) 2 校の大きな違いとしては、狭域通信制高校か広域通信制課高校かである。施設等についてはまだ面積に余裕があり、入学を希望する生徒が入りきらないといったことはない。一定の生徒数の確保が可能であると判断しての新設であると理解している。
- (委員) 初年度の教職員数だと、教員 1 人あたり 100 人以上の生徒を担当することになるが、大丈夫なのか。
- (事務局) 通信教育規程において、教職員 1 人あたりの担当する生徒数は 80 人以下と規定されている。初年度の見込み生徒数は 805 人であり、それを基に計算すると教職員 1 人あたりの担当する生徒数は 30 人になるため、開校初年度については基準を満たしている。これから先、入学者数が増えて収容定員の人数まで生徒数が増える場合は、基準を下回らないよう指導していく。
- (委員) 教職員の人数等は毎年学事課が確認しているのか。
- (事務局) 毎年実施している私立学校調査において確認している。
- (ウ) 結論
適当と認める。

オ 阿賀中央幼稚園の廃止について

(ア) 申請内容

幼稚園の廃止

(イ) 質疑内容・意見

(委員) 指導要録、出席簿等の保管については広島中央幼稚園に引き継ぐと
しているが、広島中央幼稚園は同じ学校法人の設置する幼稚園か。

(事務局) そのとおり。

(委員) 園地がすべて借地である状態で幼稚園の認可は受けられるのか。

(事務局) 原則として自己所有になっているが、例外規定があり、その規定に
適合しているため認可を受けている。

(ウ) 結論

適当と認める。

カ ひかり服装専門学校の設置者変更及び学校の廃止について

(ア) 申請内容

専修学校の設置者変更及び廃止

(イ) 質疑内容・意見

特になし

(ウ) 結論

適当と認める。

キ MSH 医療専門学校の目的の変更について

(ア) 申請内容

専修学校の設立目的の一部変更

(イ) 質疑内容・意見

(委員) 国際福祉ビジネス学科が新設され、定員の約半数がビジネス系の学
科になっており、スポーツ系の授業は午前授業、ビジネス系の授業
は午後授業となっている。こうした中で、教職員は午前と午後でま
ったく違う分野の授業を兼任するのか。

(事務局) 提供された教職員名簿を確認する限り、午前授業と午後授業を教職
員が兼任することは想定されていないと思われる。国際福祉ビジネ
ス学科において、医療系の分野として介護の授業を行うことになっ
ているが、こちらについても新たに教職員を採用する予定である。
兼任の可能性はあるが、基本的には分野ごとに専門の教職員を配置
するものであると考えている。

(委員) 国際福祉ビジネス学科ではどのような内容の授業を行うのか。

(事務局) 1 年次は共通コースで学び、2 年次からホテルマネジメントコー
ス、IT ビジネスコース、福祉経営コースの 3 つのコースに分かれて
学習することになっており、幅広い分野に就職することが可能にな
っている。

(委員) 設置目的に日本語を新たに入れているが、日本語学科を設置するということではないのか。

(事務局) 日本語学科を新設するといったことは想定されていない。国際福祉ビジネス学科は言語能力の向上に向けたカリキュラムを組んでおり、日本人には英語、留学生には日本語の授業を行う予定である。留学生に対し日本語学習を行う予定であるため、新たに目的に日本語を入れている。

(ウ) 結論

適当と認める。

ク ひろしま美術研究所の廃止について

(ア) 申請内容

各種学校の廃止

(イ) 質疑内容・意見

(委員) 学校廃止後、現在在籍している生徒に対しては、設置者である大橋さんが個別に指導するということで合意されているのか。

(事務局) そうである。

(委員) 期間は1年間か。

(事務局) そうである。

(委員) 先ほど説明があった夜間授業のところを聞き漏らしたので、もう一度説明をお願いしたい。

(事務局) 設置している受験科は昼間に浪人生を対象とした授業を行っている学科であり、それとは別に高校生を対象とした授業を夜間に行っている。受験科の昼間の授業は学校の廃止に伴い終了するが、夜間に行う授業については、有限会社ひろしま美術研究所が引き継ぐことになっている。

(ウ) 結論

適当と認める。

ケ TinkerBell Dog Stylist School の設置について

(ア) 申請内容

各種学校の設置

(イ) 現地調査報告

(委員) 学びに来る人に、ちゃんとしたカリキュラムを組んでいると思ってもらい、安心してもらうために学校としてやっていきたいということだった。施設については記載のとおりであり、授業で扱う犬を借りることについては、生徒のトリミングの練習のために利用することを説明し、了承を得た上で借りているとのことだった。

(ウ) 質疑応答・意見

(委員) ティンカーベルであったり、雨ニモマケズのような、著作物の名前を直接学校の名前に使用することは著作権の観点から問題はないの

か。

(事務局) 作品のタイトルは著作物とはみなされないため、著作権で保護されない。

(エ) 結論

適当と認める。

以上